

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定

〈琵琶湖保全再生課〉

平成27年9月28日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図り、近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と健全な発展に寄与し、湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、国は、琵琶湖保全再生施策を推進するための基本方針を策定し、必要な財政上の措置等を講ずることとされており、平成28年4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」を定めました。

本県では、県民、NPO、関係団体、事業者等や関係地方公共団体と意見交換を行い、県議会や環境審議会琵琶湖総合保全部会での議論も踏まえて、国と協議するとともに国の基本方針を勘案して「琵琶湖保全再生施策に関する計画(琵琶湖保全再生計画)」を策定していきます。

今後は、国や関係機関をはじめ県民、NPO、事業者など多様な方々と連携し、全国の湖沼の保全・再生の先駆けとなるよう琵琶湖の保全再生に向けた取組をより一層推進していきます。

琵琶湖の保全および再生のための滋賀県の主な取組

琵琶湖の基礎的調査	下水道の整備	森林の公益的機能の発揮 (間伐、里山整備、治山事業 等)
第9条 調査研究等	第10条 水質の汚濁の防止のための措置等	第11条 森林の整備及び保全等
 琵琶湖環境科学研究センター	 湖南中部浄化センター	 水源林の再生
ヨシ群落の保全	内湖の再生	外来魚の駆除 (ブラックバス、ブルーギル)
第12条 湖辺の自然環境の保全及び再生	第12条 湖辺の自然環境の保全及び再生	第13条 外来動植物による被害の防止
 ボランティアによるヨシ植栽	 早崎内湖	 外来魚回収ボックス
侵略的外来水生植物の駆除 (オオバナミズキンバイ)	カワウの捕獲	水草の表層刈り取り・根こそぎ除去
第13条 外来動植物による被害の防止	第14条 カワウによる被害の防止等	第15条 水草の除去等
 機械・人力による駆除作業	 カワウ	 水草除去船「げんごろう」
水産資源の回復・漁業の振興 (在来魚介類の種苗放流等)	豊かな生きものを育む水田の整備	自然環境・生活文化を 体感する場の提供
第16条 水産資源の適切な保存及び管理等	第17条 環境に配慮した農業の普及	第18条 エコツーリズムの推進等
 ビワマス	 魚道を遡上するコイ	 びわ湖一周ロングライド
湖上交通の活性化	湖国の風景・歴史的環境の保全	環境教育・環境学習の推進
第19条 湖上交通の活性化	第20条 景観の整備及び保全	第21条 教育の充実等
 びわ湖クルーズ	 重要な文化的景観	 びわ湖フローティングスクール 学習船「うみのこ」